

特定非営利活動法人日韓トンネル研究会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条</p> <p>2 理事のうち1人を会長、<u>若干名を副会長、1人を理事長、若干名を常任理事とする。</u></p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条</p> <p>2項 理事のうち1人を会長とする。</p>
<p>(選任等)</p> <p>第14条</p> <p>2 会長、<u>副会長、理事長、常任理事</u>は、理事の互選とする。</p>	<p>(選任等)</p> <p>第14条</p> <p>2 会長は、理事の互選とする。</p>
<p>(職務)</p> <p>第15条</p> <p>2 <u>会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p> <p>3 <u>副会長と理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>5 <u>理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>6 <u>常任理事は、常任理事会を構成し、理事の職務を代行する。</u></p> <p>7 (現行のとおり)</p>	<p>(職務)</p> <p>第15条</p> <p>(新設)</p> <p>2 理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>理事長が必要と認めたとき。</u></p>	<p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>会長が必要と認めたとき。</u></p>
<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、<u>理事長が招集する。</u></p> <p>2 <u>理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、<u>会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、<u>理事長</u>がこれに当たる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、<u>会長</u>がこれに当たる。</p>

<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、<u>理事長</u>が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、<u>会長</u>が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、<u>理事長</u>は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、<u>会長</u>は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、<u>理事長</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、<u>会長</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>